

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案と関連告示案に関するパブリックコメントで頂いた御指摘等を踏まえた対応について

平成 27 年 1 月 22 日
資源エネルギー庁

新たな出力制御ルールの下での再生可能エネルギーの最大限導入に向けて、昨年 12 月 19 日付けで電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案と関連告示案についてパブリックコメントを実施しました。頂いた御指摘を踏まえ、下記の対応を新たに追加させていただきます。

1. 接続可能量の定期的な検証

今回示した接続可能量は、現行の出力制御ルール及び電源構成等を前提として電力各社が計算した数字を系統ワーキンググループで検証したものです。今後、接続可能量を拡大するための方策を引き続き検討するとともに、エネルギーミックスの検討状況や電力需給の状況等を踏まえて、接続可能量の再検証を適切なタイミングで継続的に行うことにより、再生可能エネルギーの最大限導入を着実に進めていきます。

2. 出力制御に関するルールやその遵守状況をチェックする仕組み等の整備

出力制御を実際に行うに当たっては、電力会社の運用により、発電事業者間や家庭間で不公平が生じることを避ける観点から、どの電力会社においても公平かつ透明な出力制御が行われるよう、適切かつ公平なルールやその遵守状況をチェックする仕組み等を早急に整備することとします。

具体的には、本年 4 月に発足する広域的運営推進機関が、送配電等の業務に関するルールを策定するとともに、一般電気事業者による再生可能エネルギー電源への給電指令についても、ルールの遵守状況のチェックを行っていきます。また、再エネ特措法施行規則第 6 条において、再エネの出力制御に関する情報について、電力会社に公表義務を課すこととしています。当該情報について、系統利用者の利便性向上の観点から、広域的運営推進機関の系統情報公表システム（平成 28 年 4 月から利用開始予定）等においても、広域的運営推進機関が一元的に公表することとします。

3. 出力制御期間の見込みの公表等

今回の改正において、指定電気事業者には出力制御見込を事前に公表することを省令上、義務づけることとしています。すなわち、再生可能エネルギー発電事業者の採

算性確保を可能ならしめる観点から、可及的速やかに、遅くとも年度内に各電力会社が系統の状況や需要の変動等の状況によって、いくつかの場合分けを行った上でシミュレーションを行い、具体的な出力制御期間の見込みをあらかじめ計算することとします。また、その結果を可能な限り速やかに公表するとともに、年に1回程度改訂することにより再エネ事業者の予見可能性確保に努めることを求めることとします。

4. 連系線利用ルール等の見直し

電力会社単位ではなく、日本全体で最も効率的に再生可能エネルギーを受け入れる観点から、広域的な系統利用を可能とするシステムを構築します。このため、地域間連系線の利用ルールや優先給電指令に関するルールを、電力システム改革の議論を行うワーキンググループにおいて議論中です。地域間連系線の利用ルールについては、現在、原則、年度を通じて固定している地域間連系線の運用容量を、今後は30分毎にきめ細かく算定することや、小売事業者等に加えて発電設備設置者も地域間連系線の利用予約ができるようにすること等、本年4月から運用開始できるよう速やかに見直します。優先給電指令に関するルールについては、電力システム改革における小売全面自由化に合わせて見直すべく、早急に検討を行います。これらは、上述の広域的運営推進機関が策定する送配電等の業務に関するルールの中で位置づけます。

また、固定価格買取制度全体の見直しの中で、広域的な再生可能エネルギーの受入れに伴う電力会社間の新たな精算ルールや、地域内系統及び地域間連系線の強化に必要な費用の新たな分担方法等の検討を速やかに開始し、遅くとも来年度中には成案を得ることとします。

加えて、今後のエネルギーミックスの検討と併せ、地域内系統や地域間連系線の増強方針等について検討し、その検討結果を踏まえ、広域的運営推進機関等の場において、可能な限り速やかにその具体化を図っていきます。

5. 住宅用太陽光発電等の小規模太陽光発電（500kW未満）や小規模風力発電（20kW未満）に関する出力制御の適用時期の後ろ倒し

小規模太陽光発電の取扱い等については、地域ごとの系統状況等を踏まえ、下記のとおり一定の猶予期間を設定します。

- (1) 東京電力、中部電力、関西電力に対して接続をしようとする50kW未満の太陽光発電については、当分の間、出力制御の対象外とします。また、50kW以上～500kW未満の太陽光発電については、円滑な制度の施行を行う観点から、制度の施行を4月1日から（4月1日以降に接続の申込みを行った案件から適用。以下同じ。）とします。
- (2) 現時点で接続可能量を超過していないと考えられる中国電力及び北陸電力に対して接続をしようとする50kW未満の太陽光発電については、円滑な制度の施行を行う観点から、制度の施行を4月1日からとします。

(3) 既に接続可能量を超過している又は超過しようとしている電力会社（北海道電力、東北電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）に対して接続をしようとする10kW未満（主に住宅用）の太陽光発電については、円滑な制度の施行を行う観点から、制度の施行を4月1日からとします。

実際の接続に際しては、10kW未満（主に住宅用）の太陽光発電については、将来、必要が生じた場合に機器の設置等を行うことを約せば、接続できるようにするなど柔軟な制度運用を行います。なお、上記の取扱いとするもの以外については、施行日から改正後の出力制御ルールを適用することとします。

また、太陽光発電の出力制御に当たっては、10kW以上（主に非住宅用）の制御を先行させ、10kW未満（主に住宅用）については、優先的な取扱いをすることとした上で、10kW未満（主に住宅用）の案件に対して出力制御を行わざるを得ない事態が生じた場合においても、余剰売電を前提としている10kW未満（主に住宅用）については、自家消費分を超えて発電される余剰分を出力制御の対象とする方向で技術的な検討を行います。

(4) 20kW未満の風力発電については、当分の間、出力制御の対象外とします。ただし、風力発電について接続可能量を超過することが見込まれた結果、接続しようとする事業者が風力発電の指定電気事業者指定された場合は、この限りではありません。

6. 太陽光発電設備の仕様変更時の調達価格変更等の施行日の延期

運転開始前の太陽光発電設備の出力増加及び太陽電池の基本仕様の変更に係る運用変更について、当初予定していた2月1日から2月15日まで施行日を延期します。